

# おおさか環境賞実施要領

## 1. 目的

環境への負荷の低減や自然との共生、快適環境の創造など、自主的かつ積極的に他の模範となる環境の保全又は創造に資する活動に取り組んでいる個人若しくは団体（サークルグループ、NGO等を含む）、又は事業者に対し、その活動を賞し、奨励することを通して、豊かな環境づくりに向けた行動の輪が広がることを目的とする。

## 2. 実施主体

大阪府

豊かな環境づくり大阪府民会議（以下「府民会議」という。）

## 3. 賞の名称及び種類

- 賞の名称は、「おおさか環境賞」とする。
- 賞の種類は、大賞、準大賞、奨励賞及び特別奨励賞とする。

## 4. 賞の対象となる活動

### (1) 府民活動

この賞の対象となる活動は、大阪府内で個人・団体が取り組む豊かな環境の保全又は創造に資する調査研究活動、教育啓発活動、実践活動、その他これに類する活動とする。ただし、大阪府外の活動であっても、大阪府内に住所を有する個人の活動又は構成員の大半が大阪府域に住所を有する団体の活動で他の模範となるものについては、この賞の対象とする。

### (2) 事業活動

この賞の対象となる活動は、大阪府内で事業者が取り組む豊かな環境の保全又は創造に資する事業活動などとする。ただし、大阪府外の活動であっても、大阪府内に事業所を有する事業者の活動で他の模範となるものについては、この賞の対象とする。

## 5. 賞の基準

この賞の基準は、次の各号のとおりとする。

- 賞の対象となる活動が他の模範となるものであること。
- 賞の対象となる活動が下表のとおり一定期間の実績を有しており、将来にわたり継続する見込みがあること。ただし、一定期間の年数を満たしていない場合でも、その活動が特に顕著で多大な成果が認められる場合には、これにかかわらず対象とする。

	活動の種類	継続年数
個人 ・ 団体	毎日の活動	1年以上
	毎週の活動	2年以上
	毎月の活動	3年以上
事業者	2年以上	

- 原則として、同一の活動により既に他の表彰を受けているものは除く。

## 6. 推薦

### (1) 府民活動

市町村長、府民会議に参加している府民団体、事業者団体及び関連団体等の長又は府民会議会長

が指定する報道機関は、この賞の対象となる個人又は団体の活動があると認めるときは、推薦書（様式第1号）を添付して府民会議会長に推薦することができる。なお、推薦件数は、原則として、1推薦団体につき、1件までとする。

やむを得ず、複数を推薦する場合にあつては、推薦者は、評価の順位とその理由を明記した推薦順位一覧表（様式第1-2号）を推薦書に添付するものとする。

## (2) 事業活動

市町村長、府民会議に参加している府民団体、事業者団体及び関連団体等の長又は府民会議会長が指定する報道機関は、この賞の対象となる事業者の活動があると認めるときは、推薦書（様式第2号）を添付して府民会議会長に推薦することができる。なお、推薦件数は、原則として、1推薦団体につき1件までとする。

やむを得ず、複数を推薦する場合にあつては、推薦者は、評価の順位とその理由を明記した推薦順位一覧表（様式第2-2号）を推薦書に添付するものとする。

## 7. 選考

(1) 府民会議会長は、この賞の受賞候補者を選考するために、府民会議企画委員（構成団体委員を除く）、大阪府環境政策監及び同環境農林水産総合研究所長からなる選考委員会を置く。

(2) 選考委員会は選考委員の過半数の出席をもって成立するものとする。

(3) 選考委員会は、推薦のあった活動の中から府民活動又は事業活動ごとに受賞候補者を選考する。受賞候補者のうち、特に優れた活動は大賞、大賞に準ずる優れた活動は準大賞とし、それ以外については、奨励賞とする。ただし、奨励賞のうち特に優れた活動については、特別奨励賞として選考することができる。

(4) 選考委員会は、必要があれば推薦者から意見を聞くことができる。

## 8. 受賞者の決定

府民会議会長は、選考委員会が選考したものの中から受賞者を決定する。

## 9. 賞の授与

この賞の受賞者には、府民会議会長が賞状及び記念品を授与する。

## 10. その他

この要領に定めるものの外、必要な事項は別に定める。

附則 この要領は平成9年4月1日から施行する。

附則 この要領は平成10年1月27日から施行する。

附則 この要領は平成12年4月24日から施行する。

附則 この要領は平成13年2月2日から施行する。

附則 この要領は平成14年1月28日から施行する。

附則 この要領は平成14年4月1日から施行する。

附則 この要領は平成15年1月31日から施行する。

附則 この要領は平成15年2月28日から施行する。

附則 この要領は平成17年5月31日から施行する。

附則 この要領は平成19年4月1日から施行する。

附則 この要領は平成20年1月24日から施行する。